

## 健康経営優良法人についてよくある質問

2018年9月14日

ヘルスケア産業課

### 制度について

Q1 健康経営銘柄との違いはなんですか？

A1 健康経営銘柄は経済産業省と東京証券取引所が共同で、東京証券取引所の上場会社の中から原則1業種1社、「健康経営」に優れた企業を選定する顕彰制度です。2014年度に健康経営銘柄を開始しましたが、健康経営の普及に伴い、上場企業だけではなく未上場企業や医療法人等の法人、中小企業も対象とした広い認定制度を設立すべきではないかという意見があったため、2016年度に健康経営優良法人認定制度を創設しました。

Q2 ホワイト500という名前も聞きますが、健康経営優良法人のことを指すのでしょうか？

A2 ホワイト500は健康経営優良法人（大規模法人部門）の通称です。

Q3 認定を取ることのメリットはなんですか？

A3 「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することであり、企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されています。そのため、認定されることによる社会的評価や企業価値向上などに加え、基本的には「健康経営」を実践することそのものが企業にメリットをもたらすと考えています。

健康経営の効果については、これまでもさまざまな観点から調査してきており、労働市場への影響や実際の従業員の健康度についての効果が得られています。

(参考：「健康経営の推進について」)

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/180710kenkoukeiei-gaiyou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/180710kenkoukeiei-gaiyou.pdf)

なお、中小企業に対しては、健康経営優良法人認定制度や協会けんぽの健康宣言事業と連動した自治体による表彰制度、地銀、信金等による低利融資など、「企業による従業員の健康増進に係る取組」に対し、インセンティブを付与する自治体、金融機関等が増加しており、これらをまとめています。

(参考：「中小企業への健康経営の普及について」)

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/180710chushohenofukyu.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/180710chushohenofukyu.pdf)

Q4 認定主体は経済産業省なのでしょうか？日本健康会議なのでしょうか？

A4 認定主体は日本健康会議になります。経済産業省では制度設計を行っております。

#### 申請について

Q1 自社が大規模法人部門なのか中小規模法人部門なのか分かりません。

A1 大規模法人部門と中小規模法人部門は以下のとおり区分されます。

##### **大規模法人部門**

従業員数が、

①製造業その他：301人以上、②卸売業：101人以上、③小売業：51人以上、④医療法人・サービス業：101人以上の法人

##### **中小規模法人部門**

従業員数が、

①製造業その他：1人以上300人以下、②卸売業：1人以上100人以下、③小売業：1人以上50人以下、④医療法人・サービス業：1人以上100人以下の法人

または

中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する会社

まずは御社の従業員数が何人なのか、どの業種に当てはまるのかをご確認ください。従業員数の定義については以下 A2 をご参照ください。業種については、総務省の日本標準産業分類をご参照ください。

(参考：日本標準産業分類)

[http://www.soumu.go.jp//toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000044.html#a](http://www.soumu.go.jp//toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#a)

その業種が中小企業基本法上の類型の中で、①製造業その他、②卸売業、③小売業、④サービス業のどれに当てはまるかをご確認いただき、その人数規模で大規模法人部門か中小規模法人部門かをご判断ください。なお、医療法人については④サービス業と同等とみなします。

(参考：中小企業基本法上の類型)

[http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_13.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)

なお、健康経営優良法人 2019 より、「中小企業基本法上の『中小企業者』に該当する会社」についても中小規模法人部門に申請可能となりました。「中小企業基本法上の『中小企業者』に該当する会社」については、中小企業庁 HP をご参照ください。

(参考：「中小企業基本法上の『中小企業者』に該当する会社」)

[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q1](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1)

Q2 従業員の人数とは正社員だけでしょうか？

A2 従業員の定義について、「常時使用する従業員」（労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」）は対象者として含めることを必須とします。

契約社員、パート・アルバイト、他社からの出向者、他社からの派遣社員等については、「常時使用する従業員」に当たらない場合も、健康経営の施策（食生活の改善に向けた取り組み、運動機会の増進に向けた取り組み等）の対象となっている場合は、本制度における「従業員」に含めるものとします。

Q3 法人格の無い任意団体や個人事業主等は申請できますでしょうか？

A3 健康経営優良法人認定制度の対象は「①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることとする」としています。

ただし、外国のみに法人格を有している法人（外国法人）から本制度に申請があった場合は、外国法人が日本の支社に対し、国内における業務管理を統括するための権限を与えていることや、外国法人のみの判断によって当該権限がはく奪されないこと等を個別に確認し、申請書の授受を判断します。

(参考：第 17 回健康投資 WG 資料 5 の 17 ページ)

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai\\_healthcare/kenkou\\_toushi\\_wg/pdf/017\\_05\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/kenkou_toushi_wg/pdf/017_05_00.pdf)

Q4 代表者一人のみの法人は申請できますでしょうか？

A4 「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとしておりますので、当該趣旨を鑑み、代表者一人法人は申請しても認定されません。

(参考：第 16 回健康投資 WG 資料 2 の 9 ページ)

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai\\_healthcare/kenkou\\_toushi\\_wg/pdf/016\\_02\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/kenkou_toushi_wg/pdf/016_02_00.pdf)

Q5 中小規模法人部門では健康宣言が必須となっていますが、健康宣言とはなんですか？

A5 健康宣言とは、全国健康保険協会や健保連都道府県連合会といった保険者にて実施されているものです。自社の所属されている保険者（健康保険事業の運営主体）をご確認いただき、そちらにお問い合わせください。

なお、保険者が健康保険組合の場合は、当該健保組合が所属する健保連都道府県連合会にて実施している健康宣言を行ってください。

Q6 大規模法人部門に申請したい場合は健康経営度調査に回答しないと申請できないのでしょうか？

A6 そのとおりです。健康経営度調査は、例年 8 月末～9 月上旬頃に開始されます。

（参考：平成 29 年度健康経営度調査サンプル）

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/H29kenkoukeieidotyousa\\_sample.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/H29kenkoukeieidotyousa_sample.pdf)

Q7 大規模法人部門の認定要件に記載されている「健康経営度調査の結果が、回答法人全体の上位 50%以内であること」とはなんですか？

A7 健康経営度調査をご回答いただくと、記載いただいた内容をもとに法人ごとに順位が付き、全回答法人のうち上位 50%以内であれば要件を満たしたことになります。回答法人には後日フィードバックシートが返却され、全回答法人のうちどのくらいの順位にいるのかがわかるようになっています。

Q8 中小規模法人部門に該当しますが、健康経営度調査に回答できますか？

A8 健康経営度調査に回答することはできます。自社の健康経営が他社と比べてどのくらいの順位にいるのか、自社の取り組みの強みや弱点がどの程度かを測るために回答される中小企業もいらっしゃいます。

ただし、大規模法人部門と中小規模法人部門とでの重複申請は認められませんので、ご了承ください。

Q9 グループ企業でまとめて申請できるのでしょうか？

A9 健康経営優良法人（大規模法人部門）では可能です。平成 29 年度健康経営度調査では、Q2 の SQ1 において健康経営の取り組みを一緒に行っているグループ企業を記載する欄を設けておりました。ただしグループ申請される際、健康経営度調査に回答できる内容は、記載されたグループ企業すべてが取り組んでいる施策のみになります。

(参考：平成29年度健康経営度調査サンプル)

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/H29kenkoukeieidotyousa\\_sample.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/H29kenkoukeieidotyousa_sample.pdf)

Q10 健康経営度調査の回答、或いは、健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請を行うにあたって、調査や申請書に取組内容を記載できる対象期間はいつからいつまでなのでしょう？

A10 前年度から調査回答日（大規模）または申請日（中小規模）になります。つまり、健康経営優良法人2019認定においては、平成29年4月1日～平成30年秋ごろの約1年半になります。ただし、健康経営度調査において前年度（2017年度）について聞いている設問については、平成29年4月1日～平成30年3月31日までの期間でお答えください。

Q11 中小規模法人部門には基準解説書があるが、健康経営度調査には解説書は無いのでしょうか？

A11 中小規模法人部門については、自由記述が多いことから基準解説書を作成しております。他方、健康経営度調査は選択式となっており、基本的には選択肢を見ていただければ答えていただけるような設計にはしております。用語解説等は健康経営度調査の中に含まれておりますので、こちらをご確認ください。

#### 健康経営優良法人2018認定された法人について

Q1 健康経営優良法人2018に認定されたが、会社名に変更がありました。引き続き認定法人として認められるのでしょうか？

A1 申請時点での法人の名称等に変更が生じた場合は、指定のフォーマットに必要事項を記載し、速やかに変更事項を報告してください。フォーマットは以下からダウンロードいただけます。

（大規模法人部門）

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/henkoutodoke.docx](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/henkoutodoke.docx)

（中小規模法人部門）

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/2018henkoutodoke\\_chusho.docx](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/2018henkoutodoke_chusho.docx)

Q2 健康経営優良法人2018に認定されたが、申請時の誓約事項に違反する状況となってしまいました。引き続き認定法人として認められるのでしょうか？

A2 申請時点で記載した事実・取組状況に変更が生じ、その結果、認定基準を満たさなくなった場合についても、速やかに認定書返納届及び認定書を返納してください。フォーマットは以下からダウンロードいただけます。

(大規模法人部門)

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/henkoutodoke.docx](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/henkoutodoke.docx)

(中小規模法人部門)

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/2018henkoutodoke\\_chusho.docx](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/2018henkoutodoke_chusho.docx)

#### ロゴマークについて

Q1 認定法人以外はロゴマークを使用できるのでしょうか？

A1 使用規約上、認定法人以外はロゴマークを使用することはできません。ただし、所属する保険者が広報誌等で優良法人に認定されている所属事業者の紹介を行う場合や、認定法人の親会社やグループ会社が CSR 報告書等により当該法人の取り組みを紹介する場合については、認定法人の健康経営の取り組みを評価・広報する趣旨での使用であれば使用可能です。その際、ロゴデータは認定法人より例外的に貸与を認めます。

Q2 新聞や雑誌で健康経営優良法人認定制度を取り上げたいのでロゴを使用したいです。

A2 使用規約に記載のとおり、「健康経営優良法人」の取り組みを広く広報することを目的として報道機関等が使用する場合など、経済産業省の許諾がある場合には、使用可能です。

Q3 自社は健康経営優良法人に認定されていますが、同時に健康経営を支えるヘルスケア商品・サービス提供者です。自社の商品・サービスの PR 用に、自社が認定法人に認定されていることをアピールしたく、ロゴを使用してもいいでしょうか？

A3 健康経営優良法人は健康経営に取り組む優良な法人を認定するものであり、認定法人が製造・販売・提供する製品やサービスを認定しているわけではありません。  
そのため、こうした製品やサービスの PR のためにロゴマークを使用することはできません。

以上

